

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月10日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年3月29日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成25年3月15日、大田原市新富町2丁目3番38号 大田原市営新富町駐車場内でのロック板への乗り上げによる車両損傷事故について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償額 75,500円
- 2 和解の内容
 - (1) 大田原市は、相手方に対し車両損害額75,500円を支払う。
 - (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]